（国会議員互助年金法施行規則を廃止する等の省令附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行規則の一部改正）

第三条　国会議員互助年金法施行規則（昭和三十三年総理府令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第十一号書式（第二条関係） 遺族扶助年金転給請求書 下記遺族扶助年金権者の遺族扶助年金の停止期間中遺族扶助年金を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣　殿 年　月　日 （フリガナ） 請求者氏名 遺族扶助年金権者氏名 停止理由 （次の該当する番号に〇印をつけてください。） (1)　3年以下の拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。 (2)　1年以上所在不明であること。 (3)　60歳未満の夫であること。 請求者の国会議員との続柄 現住所 郵便番号　□□□－□□□□ 都道府県 （電話番号　－　－　）	第十一号書式（第二条関係） 遺族扶助年金転給請求書 下記遺族扶助年金権者の遺族扶助年金の停止期間中遺族扶助年金を転給されたく、証拠書類を添えて請求します。 総務大臣　殿 年　月　日 （フリガナ） 請求者氏名 遺族扶助年金権者氏名 停止理由 （次の該当する番号に〇印をつけてください。） (1)　3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 (2)　1年以上所在不明であること。 (3)　60歳未満の夫であること。 請求者の国会議員との続柄 現住所 郵便番号　□□□－□□□□ 都道府県 （電話番号　－　－　）
第二号書式 （配偶者用） 扶助料失権事由非該当申立書 私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。 ・　3年を超える拘禁刑又は令和4年改正前の刑法の懲役若しくは禁錮に処せられたこと。 ・　国籍を失ったこと。 ・　婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。 ・　遺族以外の者の養子となったこと。 上記のとおり申し立てます。 年　月　日 申立者氏名	第二号書式 （配偶者用） 扶助料失権事由非該当申立書 私は、公務員（旧軍人等）死亡後、次の事項に該当したことがない。 ・　3年を超える懲役又は禁錮の刑に処せられたこと。 ・　国籍を失ったこと。 ・　婚姻（事実上の婚姻関係にある場合を含む。）したこと。 ・　遺族以外の者の養子となったこと。 上記のとおり申し立てます。 年　月　日 申立者氏名